

第4章 まちづくりの推進

4-1. まちづくりの主体

4-2. 区役所の役割

4-3. 西区まちづくり方針の充実

4-1. まちづくりの主体

西区のまちづくりは、まちづくり方針に基づいて、まちづくりの主体である区民や事業者、行政が相互に協力・連携を図りながら、それぞれが主体的に役割を果たしていく必要があります。

(1) 区民

区民はまちづくりの主役です。自分たちの生活の場である、自分たちの住むまちを、自分たちの手でより良くするという意識・意欲と、身の回りの日常的な改善の取組の積み重ねが、まち全体をより良く変えていくことにつながります。

また、地域内外での交流や連携を深めるとともに、地域における様々な活動や行政などが実施するまちづくりの場に、積極的に参加や提案を行っていくことが、地域の持続や発展のためには不可欠です。さらに、地域における様々な課題について、住民間で合意形成を図り、地域のまちづくりプランやルールをつくるなど、区民が自主的にまちづくり活動を展開していくことが期待されます。

(2) 事業者

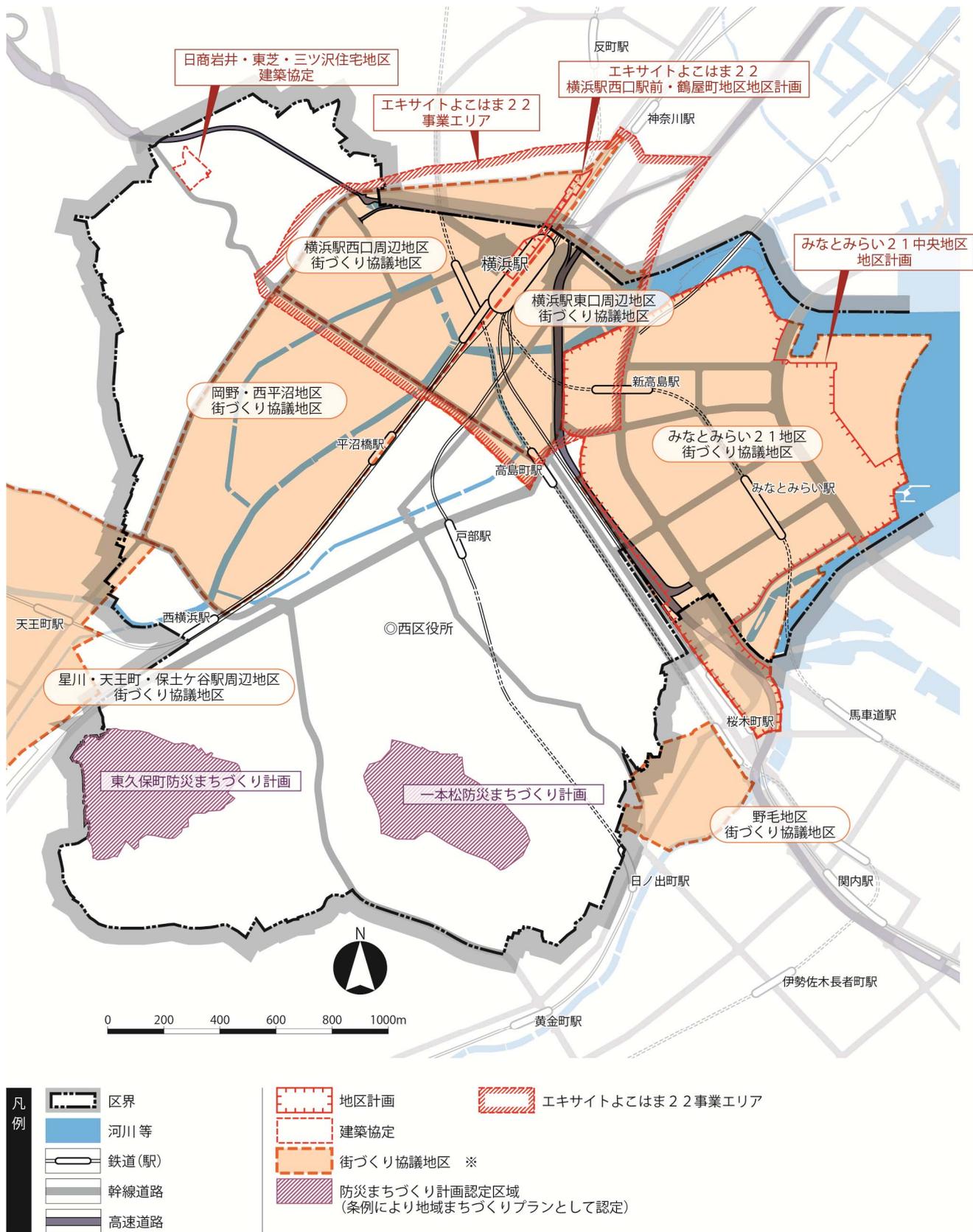
横浜駅周辺地区やみなとみらい21地区を中心に数多く集積する企業や、商店街における事業活動のほか、地域ニーズやテーマに即した活動を行っているNPOなど、西区には多くの事業者や団体がそれぞれの活動を行いながら、まちづくりに重要な役割を果たしています。

こうした事業者や団体は、地域の一員であることを十分に認識し、区民、行政と協力・連携し合う関係を一層深めていく必要があります。さらに資金面、人材面、技術面、情報面など事業者や団体の持てる力を生かして、まちづくりに積極的に参画・貢献することが期待されます。また、事業活動を展開する際にも、共有するまちづくり方針が示す目標及び方針を理解し、その実現に寄与することが求められます。

(3) 行政

行政は、①公共施設の整備などのまちづくりに関連する事業を実施する、②まちづくりに関連する法制度により規制・誘導をする、③まちづくりに関連する情報提供や、コーディネーターの派遣、活動費用の補助などにより、区民や事業者が主体的に進めるまちづくり活動を支援・調整するなどの役割を担っています。

《図4-1》 地域主体のまちづくり活動分布図



※街づくり協議地区（まちづくりきょうぎちく）

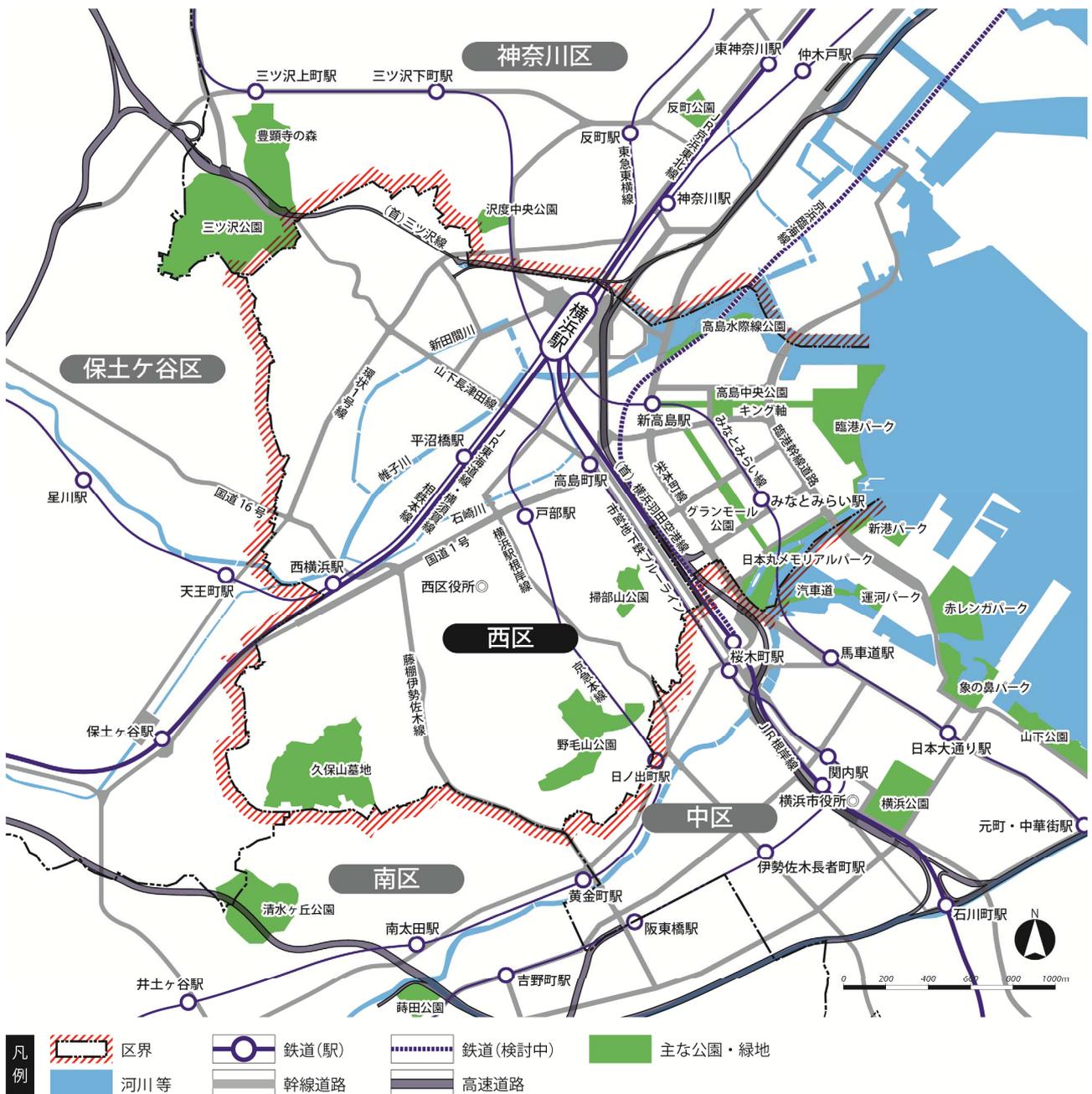
横浜市では、業務、商業等の都市機能の集積を図る地区、適正な土地利用の誘導を図る地区や良好な街並みの誘導を図る地区など、建築物等について街づくりに関する協議が必要と認めた地区を、「街づくり協議地区」に指定し、地区別に「街づくり協議指針」を定めています。建築確認申請等又は屋外広告物許可申請を行おうとする場合、建築物や敷地の共同化の推進、壁面後退、建物用途、景観、緑化の推進などについて、横浜市との協議をお願いしています。

(4) 区外周辺地域・来街者等

西区は、横浜都心を形成する区の一つであり、鉄道駅、学校、市民利用施設、災害時避難場所などの利用に関連する生活圏や、商業・業務施設、商店街などの商圈は、区内に限定されるものではなく、市域あるいは県域を越えた広域となっています。まちづくり方針に基づく計画や施策を検討する際には、全市あるいは区外周辺地域との連携も視野に入れたものとしていく必要があります。

特に、横浜駅周辺地区やみなとみらい21地区は、広域からの就労者や観光客などの来街者をこれからも一層呼び入れていく中で、来街者に対してまちづくりに関連する情報発信及び情報共有を進め、必要に応じてまちづくりへの協力を求めています。

《図 4-2》西区を中心とした周辺地域図

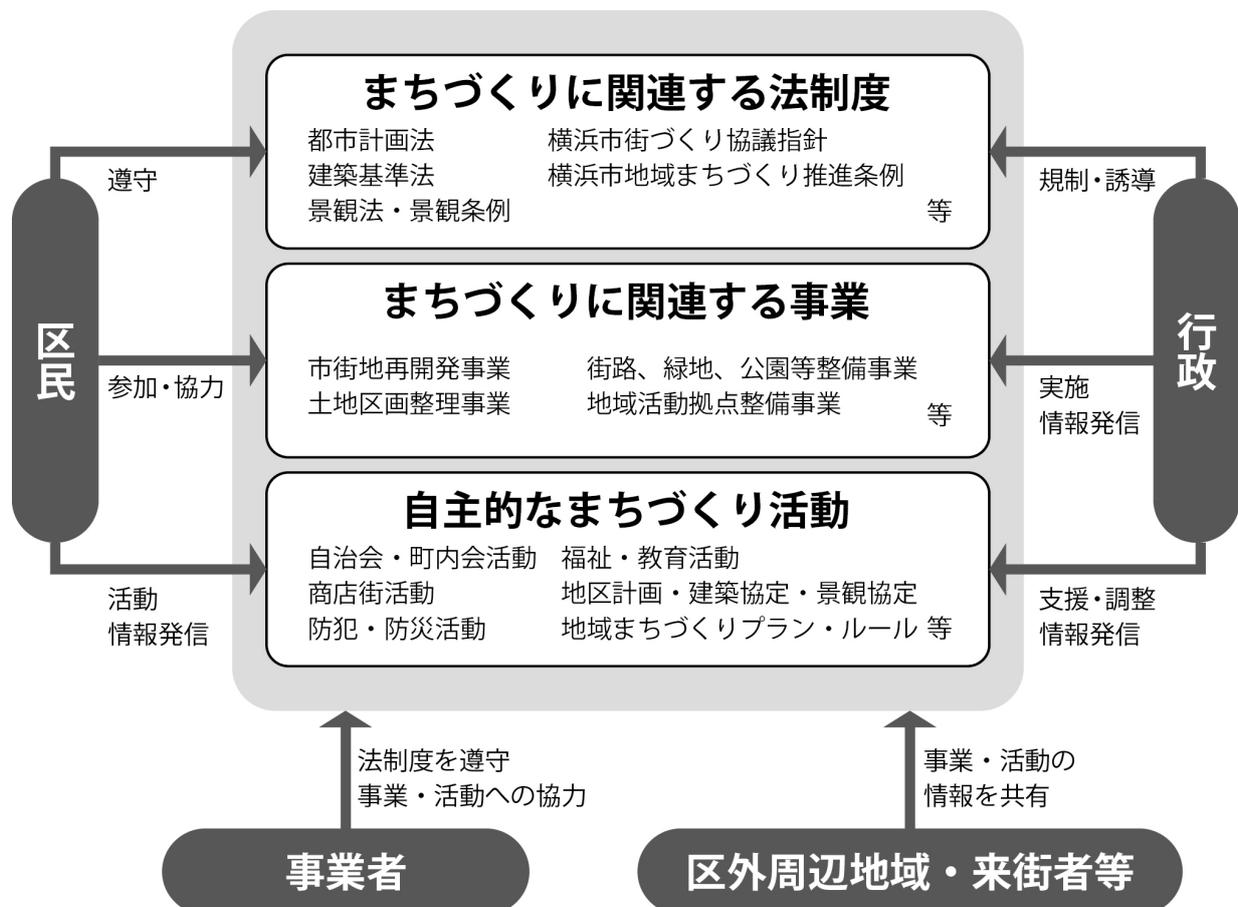


4-2. 区役所の役割

区役所は、区民にとって最も身近な総合行政機関として、まちづくりにおいて果たすべき役割はますます大きくなってきています。区役所が担う主な役割は次のとおりです。

- ① まちづくり方針の実現に向けて、施策の企画や事業の実施などを行います。また、住民参加によるまちづくりの推進、区民や事業者が自主的に行うまちづくり活動の支援などを行います。
- ② 横浜市の各局や県など様々な事業主体が、区内で事業を進めるにあたっては、区役所は行政側のまとめ役として、区民の意見や地域の状況などに配慮しながら各種事業の総合調整を行います。
- ③ 日頃から地域の意向や状況を十分に把握し、施策への反映に努めるとともに、まちづくりに関する情報を幅広く収集し、広報や説明会などにより、適切かつ十分な情報提供を行います。また、まちづくりの相談窓口としての機能を高めます。

《図4-3》まちづくりの主体とそれぞれの関係



4-3. 西区まちづくり方針の充実

このまちづくり方針は、区全体のまちづくりを進めていくための指針として、平成15(2003)年に区民との協働で作成した方針を、全体構想等の上位計画の改定や社会経済状況の変化を踏まえて改定したものです。これからも、社会情勢の変化や技術革新、区民の意識の変化などが生じた際には、必要に応じて見直しを行うなど、まちづくり方針の充実を図っていきます。

また、より身近な地域において、詳細にまちづくりの方針を定める必要が生じた場合には、地域住民の参加を得ながら「地区プラン」を策定します。